

長野市と信州大学との連携によるスタートアップ創出業務委託公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、「長野市と信州大学との連携によるスタートアップ創出業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第2 業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 長野市と信州大学との連携によるスタートアップ創出業務
- (2) 業務内容
別紙「長野市と信州大学との連携によるスタートアップ創出業務委託仕様書」
のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで
- (4) 事業費の上限額 3,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(実施スケジュール)

第3 本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

- (1) 募集開始 令和5年9月6日（水）
 - (2) 質疑の受付 令和5年9月14日（木）正午まで
 - (3) 質疑への回答 令和5年9月15日（金）午後5時頃まで
 - (4) 参加申請書の受付 令和5年9月20日（水）正午まで
 - (5) 参加者の資格審査及び結果通知 令和5年9月20日（水）午後5時頃まで
 - (6) 企画提案書の受付 令和5年9月26日（火）正午まで
 - (7) プレゼンテーションの実施 令和5年10月6日（金）（予定）
 - (8) 審査結果通知 決定後速やかに通知
 - (9) 契約締結 令和5年10月下旬以降（予定）
- 2 前項のスケジュールは、必要に応じて変更できるものとする。

(提案者に求められる資格要件)

第4 本プロポーザルの参加資格として、以下の要件をすべて満たす者（共同企業体方式による場合はすべての者）とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 長野市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。なお、名簿に登録されていない者が本プロポーザルに参加することを妨げないものとするが、優先交渉権者となった場合は、契約の締結前に同名簿への登録ができること。
- (3) 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年5月1日制定）及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（平成18年4月1日制定）に基づ

く指名停止の措置を受けている者ではないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納している者でないこと。
- (6) 長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 共同企業体により参加する場合は、長野市物品等供給契約に係る共同企業体取扱要綱（平成6年長野市告示第 207号）によるものとし、同時に2以上の共同企業体の構成員になっていないこと。
- (8) 経営内容等から、業務の履行に支障がなく、業務を履行するにふさわしい能力を備えていること。

（質疑及び回答）

第5 質疑及び回答は次のとおりとする。

(1) 受付方法

実施要領に関する質疑は様式5-1、仕様書に関する質疑は様式5-2を電子メールに添付し、「第14 事務局」に記載されたメールアドレス宛に送信した上で、着信確認の電話連絡をすること。

(2) 受付期限

令和5年9月14日（木）正午まで

(3) 回答方法

質問者が特定されないようにした上で、「第14 事務局」に記載されたホームページで公表する。

(4) 回答日

随時、速やかに回答するが、令和5年9月14日（木）に受け付けたものは、令和5年9月15日（金）午後5時頃までに回答する。

(5) その他

ア 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は、受け付けない。

イ 共同企業体の場合は、代表者からのみ質問を受け付ける。

ウ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

エ 電子メールの件名は「長野市と信州大学との連携によるスタートアップ創出業務委託に関する質問」とすること。

（参加申請書の提出）

第6 参加申請書等の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

- ア 参加申請書（様式 1）
- イ 事業所概要調書（様式 2）
- ウ 誓約書（様式 3）
- エ 共同企業体協定書（様式 4）※共同参加申請する場合に限る
- オ 定款（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
- カ 登記簿又は履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）
- キ 市税の未納がないことを証明する書類（写し可）
- ク 法人については、直近 2 期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（又はこれらに類する書類）

(2) 提出期限 令和 5 年 9 月 20 日（水）正午まで

(3) 提出部数 各 1 部

(4) 提出場所 「第 14 事務局」と同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送より提出すること。ただし、郵送の場合においては、当市への送達が可能である書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(6) その他

指定の様式によらないもの及び必要書類が整っていないもの並びに提出期間を過ぎたものは、一切受け付けない。

（参加資格の審査及び結果通知）

第 7 参加申請書を提出した者には、資格要件のすべてを満たしているか否かを審査し、令和 5 年 9 月 20 日（水）午後 5 時頃までに参加申請書（様式 1）に記載されたメールアドレス宛てに審査結果等を電子メールで回答する。

（企画提案書の作成要領）

第 8 企画提案書の様式等は、次のとおりとする。

(1) 様式等の形式

A 4 サイズとする。なお、様式は特に定めないが、各ページにページ番号及び提案者名を記載すること。

(2) 企画提案書に記載すべき内容

別表のとおり。なお、提案内容に要する概算経費について、見積書（様式 6）を作成し企画提案書に添付すること。また、仕様書以外の提案を求めているので記載に当たっては留意すること。

(3) 留意事項

1 事業者又は共同企業体が複数の提案をすることは認めない。

（企画提案書の提出）

第 9 企画提案書の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出部数 10部

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。ただし、郵送の場合においては、当市への送達が可能である書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(3) 提出期限 令和5年9月26日（火）正午まで

(4) 提出場所 「第14 事務局」と同じ

(5) その他

「第8 作成要領」に従っていないもの及び提出期限を過ぎたものは、一切受け付けない。

（提案内容の審査及び結果通知）

第10 提案内容の審査及び結果通知

(1) 提出された企画提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めため、プレゼンテーションを実施する。

ア 実施日時 令和5年10月6日（金）午後1時以降（予定）

イ 実施方法 ウェブ会議システム（Zoomを予定）

ウ 所要時間 プレゼンテーション10分程度、質疑10分程度

エ 時間、方法等の詳細については、令和5年9月29日（金）午後5時頃までに、各提案者へ通知する。

オ 提案事業者が5者を超える場合には、書類審査によりプレゼンテーション審査の対象者を選定し、上記エの期日までにプレゼンテーションの対象となるか否かについて通知する。

カ プレゼンテーションに参加しない場合、又は災害や交通機関の事故等やむを得ないと判断される正当な事由がなく指定時刻に遅れた場合は失格とする。

(2) 企画提案書及びプレゼンテーションを基に「長野市と信州大学との連携によるスタートアップ創出業務委託事業者選定委員会」において審査し、総合的に最も優れた企画運営能力を有すると認められる者を優先交渉権者として選定する。なお、選定の過程は非公開とする。

(3) 選定結果は、各提案者に対して、別途書面により速やかに通知する。なお、選定結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

（仕様の協議及び見積）

第11 仕様の協議、見積及び契約の締結は、次のとおりとする。

(1) 優先交渉権者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。

(2) 優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は優先交渉権者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行う。

(3) 契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、当市と受託者が協議のうえ決定

する。

- (4) 契約手続は、長野市契約規則及び関係規程に定めるところによるものとする。
- (5) 当市は、契約締結後においても受注者が本提案における欠格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(提出書類の取扱)

第12 本プロポーザルの実施に当たり、提案者が当市へ提出する書類の取扱は、次のとおりとする。

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4) 提出書類は、原則として公表しない。ただし、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号）に基づく開示請求があった場合は、提案者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りでない。
- (5) 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

(その他)

第13 その他、本プロポーザルに関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルに関する手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルの参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送の方法により、参加辞退届を「第14 事務局」へ提出すること。
- (4) 本プロポーザルの参加者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。
- (5) 次のいずれかに該当した者は、失格とする。
 - ア 「第4 提案者に求められる資格要件」の要件を満たさない者
 - イ 正当な理由がなくプレゼンテーションに不参加もしくは遅れた者
 - ウ 企画提案書において、「第2 業務の概要」に示す事業費の上限額を超える金額を提示した者
 - エ 提出書類に虚偽の記載をした者
 - オ その他、本プロポーザルの実施に当たり、不正もしくは妨害行為を行い、又は公序良俗に反する行為を行った者

(事務局)

第14 本プロポーザルに係る庶務等の事務手続を行うため、次のとおり事務局を設置する。

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市新産業創造推進局産業基盤創生・人材育成チーム
(長野市役所第一庁舎6階)
担 当：轟、永岩
電 話：026-224-9711 (直通)
F A X：026-224-5095
E-mail：shinsangyo@city.nagano.lg.jp

別表 提案項目

提案項目		記載内容
1	提案のコンセプト	本業務の目的を踏まえ、提案の考え方、提案の概要及び特徴を記載すること。
2	業務実施に関する事項	(1) 実施体制 業務実施体制（人員配置）について記載すること。
		(2) 業務実績 類似業務の実績及び当該業務でのノウハウ、取り組み等を記載すること。
3	業務内容に関する事項	<p>(1) 仕様書の「6 業務内容」に記載の各項目について、以下の点を明確にした方策を記載すること。</p> <p>なお、信州大学は、当市内に工学部及び教育学部の2つの学部並びに総合理工学研究科（工学専攻）及び教育学研究科（高度教職実践専攻）の2つの専攻が設置されていることから、学部や専攻別の事業実施の可否を含め提案すること（学部や専攻別の提案を行う場合にあっては、現時点で想定できる内容を具体的に記載すること）。</p> <p>ア アンタレプレナーシップの醸成及びアイデアや技術をビジネスにつなげる手法の習得につながる具体的な方策</p> <p>イ アに関する周知につながる具体的な方策</p> <p>(2) 仕様書以外の提案を求める内容として、本業務の持続可能性を高めるため、以下の点について記載すること。</p> <p>ア 中長期的（少なくとも3年間）な事業内容の展開について提案すること。なお、次年度以降の予算を保証するものではないが、各年度の概算経費も併せて記載すること。</p> <p>イ 仕様書に定める「3 業務の目標」以外に適切な目標があれば別途提案すること。</p> <p>ウ 公的資金だけで事業を実施するのではなく、協賛金等別財源の調達についても可能な限り提案すること。</p>
4	スケジュール	本業務を円滑に遂行するための工程表を作成すること。
5	概算経費	提案内容に要する概算経費について、見積書（様式6）を作成すること。
6	学校間交流に関する提案	本市には複数の高等教育機関（信州大学、長野県立大学、長野工業高等専門学校等）があるため、学校の枠を越えたアンタレプレナーシップの意識醸成に係る

	<p>交流の機会等の企画があれば記載すること。なお、本提案に要する経費は「5 概算経費」には含めずに、提案の中に見積金額を記載すること。</p>
7 独自提案（任意）	<p>業務をより有効にするため、仕様に含まない創造的な提案事項等があれば記載すること。なお、独自提案に要する経費は「5 概算経費」には含めずに、別途見積書を提出すること。</p>